

1. 犯罪被害者等基本法制定までの経緯

犯罪被害者等のための施策を、戦後について概観すれば、昭和20年代に、当初は、どちらかといえば治安対策や交通政策に位置付けられて始まり、その後、昭和55年の犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の成立に見られるような、いわば純然たる犯罪被害者等のための施策が展開されるようになった。平成に入ってから、各府省庁において、相談、情報提供、精神的ケア等の総合的な支援や刑事に関する手続への参加の機会の拡充のための施策が講じられるようになって、密接な連携が図られるようになった。

こうした取組が、相当の成果を上げる一方で、各府省庁単位での取組は一定の壁に突き当たった感も生じる中、依然として犯罪等が跡を絶たず、多くの犯罪被害者等が困難に直面し、苦しんでいる現実に対し、国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性の高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立ち、一日も早くその心身が回復され、平穏な生活に戻ることができるよう、犯罪被害者等のための施策を新たな段階に進める必要があった。

そこで、平成16年12月、犯罪被害者等が直面している困難な状況を踏まえ、これを打開し、その権利利益の保護を図るべく、犯罪被害者等のための施策に府省庁横断的に取り組み、総合的かつ計画的に推進していく基本構想を示した「犯罪被害者等基本法」が制定され、平成17年4月に施行された。

基本法制定までの経緯

【基本法までの施策の展開】

- ・ 昭和30年代の自動車損害賠償保障法の制定、刑法等での証人保護のための規定の新設。
- ・ 昭和55年の犯罪被害者等給付金支給法の制定。
- ・ 平成8年以降の警察による総合的支援施策。
- ・ 平成12年の刑事手続における配慮・保護を規定した犯罪被害者等保護二法の制定。等



【犯罪被害者等からは依然として不満の声】

- ・ 経済的支援が不足
- ・ 医療・福祉サービスの不足
- ・ 刑事手続での扱いに不満
- ・ 二次的被害(配慮に欠けた対応をされることで副次的に受ける精神的被害)の訴え
- ・ 民間を含めた支援体制が不十分
- ・ 国民の理解が不足 等



【基本法制定】

平成16年2月～ 自民党内での検討等 議員立法
平成16年12月、**犯罪被害者等基本法**の成立

2. 犯罪被害者等基本法の概要

犯罪被害者等基本法は、

犯罪被害者等のための施策に関し、

基本理念を定め、

国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、

犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、

犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。(基本法第1条)

基本法にいう「犯罪被害者等」とは、

犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族を指し(基本法第2条)

加害者の別、害を被ることとなった犯罪等の種別、故意犯・過失犯の別、事件の起訴・不起訴の別、解決・未解決の別、犯罪等を受けた場所その他による限定を一切していない。

当然ながら、個別具体の施策の対象については、その施策ごとに、それぞれ適切に設定され、判断されるべきである。

(犯罪被害者等基本計画より)

犯罪被害者等基本法の概要

目的 (第1条:犯罪被害者等の権利利益を保護)

犯罪被害者等のための施策に関する基本理念を規定
国・地方公共団体・国民の責務、施策の基本事項を規定
犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進

対象 (第2条:犯罪被害者等)

犯罪等(犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為)の被害者、その家族・遺族

基本理念 (第3条)

犯罪被害者等は個人の尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する
被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等の事情に応じた適切な施策を講じる
再び平穏な生活を営めるまでの間、途切れることなく支援を行う

国・地方公共団体・国民の責務、関係団体も含めた連携協力等 (第4～7条)

基本的施策 (第11～23条)

3. 犯罪被害者等のための施策の総合的な推進

基本法に基づき、政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する次に掲げる事項についての基本的な計画（＝犯罪被害者等基本計画）を定めなければならないこととされた。

- ・ 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱
- ・ 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

基本法は、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等が直面している困難な状況を打開していくための基本構想及び必要な基本的施策を条文化するものであり、犯罪被害者等の視点に立って施策を展開し、その権利利益の保護を図る過程の第一段階として位置付けられる。基本計画は、その第二段階として、今後一定の期間内に構築すべき施策体系の具体的設計図と工程を示すものであり、犯罪被害者等及びその支援に携わる者からの要望を基に、これらをいかに満たしていくかという視点で検討・策定され、個別具体的な施策の着実な実施を図っていくためのものである。

犯罪被害者等基本法の概要

基本的施策

- 相談及び情報の提供等(第11条)
- 損害賠償の請求についての援助等(第12条)
- 給付金の支給に係る制度の充実等(第13条)
- 保健医療サービス及び福祉サービスの提供(第14条)
- 犯罪被害者等の再被害防止及び安全確保(第15条)
- 居住及び雇用の安定(第16～17条)
- 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等(第18条)
- 保護、捜査、公判等の過程における配慮等(第19条)
- 国民の理解の増進(第20条)
- 調査研究の推進等(第21条)
- 民間の団体に対する援助(第22条)
- 意見の反映及び透明性の確保(第23条)

犯罪被害者等基本計画

総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱
施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

犯罪被害者等のための施策は、相互に密接に関連しており、その効果的・効率的な実施を図るためには、犯罪被害者等の意見に随時耳を傾けつつ、犯罪被害者等のための施策全体の中における位置付けを認識し、府省庁間の連携を十分にとり、施策相互の実施状況を照らし合わせながら企画立案を行ったり、複数の施策を調和的に実行していくことが必要である。

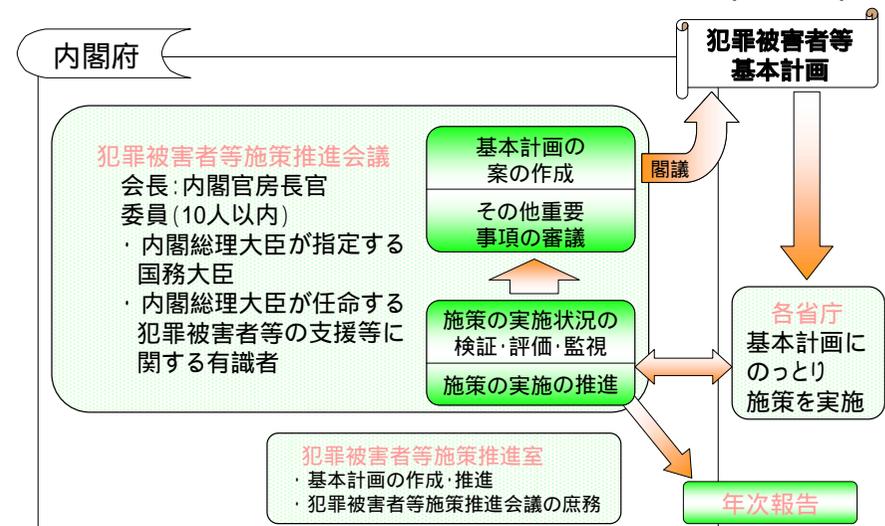
基本法施行に伴い、内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議が置かれた。推進会議は、

- ・ 犯罪被害者等基本計画の案の作成
- ・ 犯罪被害者等のための施策に関する重要事項の審議
- ・ 犯罪被害者等のための施策の実施の推進
- ・ 犯罪被害者等のための施策の実施の状況の検証・評価・監視

を行うこととされ、また、関係府省庁は、推進会議を活用しながら、連携を図ることとされた。

あわせて、犯罪被害者等基本計画の作成・推進について、内閣府がこれをつかさどることとされ、犯罪被害者等施策推進会議の庶務もあわせ、内閣府本府の政策統括官の下に置かれた「犯罪被害者等施策推進室」がこれに当たっている。

政府における犯罪被害者等のための施策の推進体制（概念図）



4 . 基本計画策定までの経緯について

犯罪被害者等施策推進会議の組織について

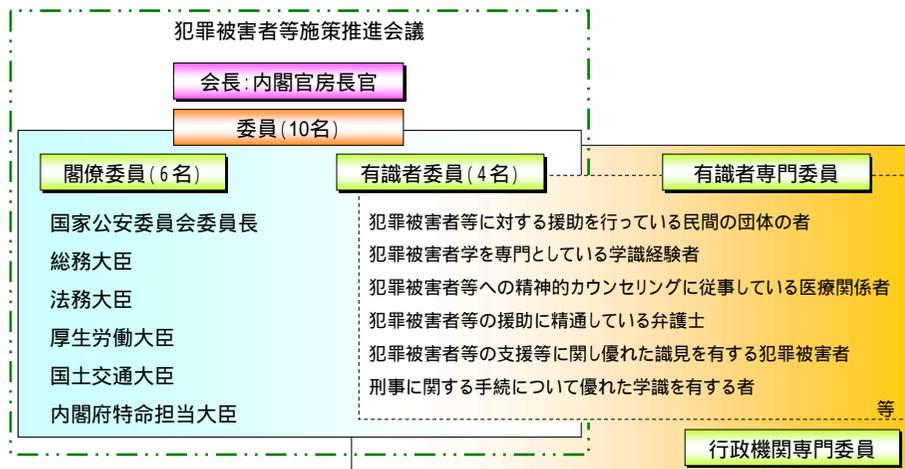
犯罪被害者等施策推進会議は、会長（内閣官房長官）及び委員10人以内をもって組織し、委員は、

- ・ 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- ・ 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

が充てられることとされた。また、これら10人の委員のほか、専門の事項を調査させるため、関係行政機関の職員及び有識者のうちから専門委員を任命することができることとされている。

現在、有識者の委員及び専門委員は、犯罪被害者等に対する援助を行っている民間の団体の者、犯罪被害者学を専門としている学識経験者、犯罪被害者等への精神的カウンセリングに従事している医療関係者、犯罪被害者等の援助に精通している弁護士などの属性を勘案し、適任である者が任命されている。

犯罪被害者等施策推進会議の組織について



犯罪被害者等基本法が平成17年4月に施行された。基本法により、政府は、総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱等を盛り込んだ犯罪被害者等基本計画を策定することとされ、犯罪被害者等施策推進会議が、犯罪被害者等基本計画の案を作成することとされた。

推進会議は、基本計画の案を平成17年12月を目途に作成することとし、基本計画案の検討に資するため、推進会議の下に、有識者委員と全ての専門委員を構成員とする「犯罪被害者等基本計画検討会」を開催することとした。

基本法に掲げられた基本的施策を施策体系として具体化する基本計画は、犯罪被害者等及びその支援に携わる者からの要望を基に、これらをかき満たしていくかという視点で検討され、策定されるべきであるとの考えに立ち、

- ・ まず、犯罪被害者等及びその支援に携わる者からの要望を広く把握し、
- ・ それら一つひとつについて、どのような施策が可能かを検討して骨子を作成し、
- ・ パブリックコメントを実施し、
- ・ 寄せられた意見・要望について、一つひとつ検討し、骨子に肉付けをし、
- ・ 基本計画案をとりまとめ、閣議にかけて決定した。

基本計画策定までの経緯について

平成17年4月、基本法施行。

平成17年4月、基本法に基づき推進会議設置。その下に犯罪被害者等基本計画検討会を開催して、基本計画案を検討することを決定。
〔検討会:有識者及び関係府省庁局長級職員により構成。〕

【検討会における検討】

- ・ 被害者の意見、要望をヒアリング。615の意見・要望に集約。それらに対する施策を一つひとつ検討。
- ・ 8月2日、検討会としての基本計画案の骨子を取りまとめ(225施策)
8月9日、推進会議にて骨子決定。
- ・ パブリックコメント等により多数の意見。451の意見・要望に集約。それらについて、一つひとつ検討し、骨子に肉付け。
- ・ 11月21日、検討会としての基本計画案を取りまとめ(258施策)

平成17年12月26日、推進会議にて基本計画案決定。翌日(12/27)、閣議決定。

犯罪被害者等基本計画検討案の検討経過

- 第1回犯罪被害者等施策推進会議（平成17年4月28日）
 ・犯罪被害者等施策推進会議の議事運営に関する決議等
- 第1回犯罪被害者等基本計画検討会（4月28日）
 ・骨子案の検討（1：基本方針、重点課題、計画期間）
- 第2回犯罪被害者等基本計画検討会（5月23日）
 ・骨子案の検討（2：損害回復・経済的支援への取組（第12,13,16,17条関係））
- 第3回犯罪被害者等基本計画検討会（6月6日）
 ・骨子案の検討（3：精神的・身体的被害の回復・防止への取組（第14,15,19条関係））
- 第4回犯罪被害者等基本計画検討会（6月27日）
 ・骨子案の検討（4：刑事手続への関与拡充への取組（第18条関係））
- 第5回犯罪被害者等基本計画検討会（7月11日）
 ・骨子案の検討（5：支援等のための体制整備への取組（第11,21,22条関係））
- 第6回犯罪被害者等基本計画検討会（7月26日）
 ・骨子案の検討（6：国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組（第20条関係）、推進体制（第23条関係を含む）、基本方針・重点課題・計画期間（再検討））
- 第7回犯罪被害者等基本計画検討会（8月2日）
 ・骨子案の検討（7：骨子案まとめ）
- 第2回犯罪被害者等施策推進会議（8月9日）
 ・骨子案決定
- 骨子案に対する意見募集
 国民からの意見募集（8月12日～9月5日）
 犯罪被害者団体等からの意見募集（8月23日～9月4日、全国9か所）
- 第8回犯罪被害者等基本計画検討会（10月11日）
 ・基本計画案の検討（1：基本方針・重点課題・計画期間、推進体制（第23条関係を含む）、損害回復・経済的支援等への取組（第12,13,16,17条関係））
- 第9回犯罪被害者等基本計画検討会（10月25日）
 ・基本計画案の検討（2：精神的・身体的被害の回復・防止への取組（第14,15,19条関係）、刑事手続への関与拡充への取組（第18条関係））
- 第10回犯罪被害者等基本計画検討会（11月7日）
 ・基本計画案の検討（3：支援等のための体制整備への取組（第11,21,22条関係）、国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組（第20条関係））
- 第11回犯罪被害者等基本計画検討会（11月21日）
 ・基本計画案の検討（4：基本計画案まとめ）
- 第3回犯罪被害者等施策推進会議（12月26日）
 ・基本計画案決定

5. 基本計画の作成方針及び手順について

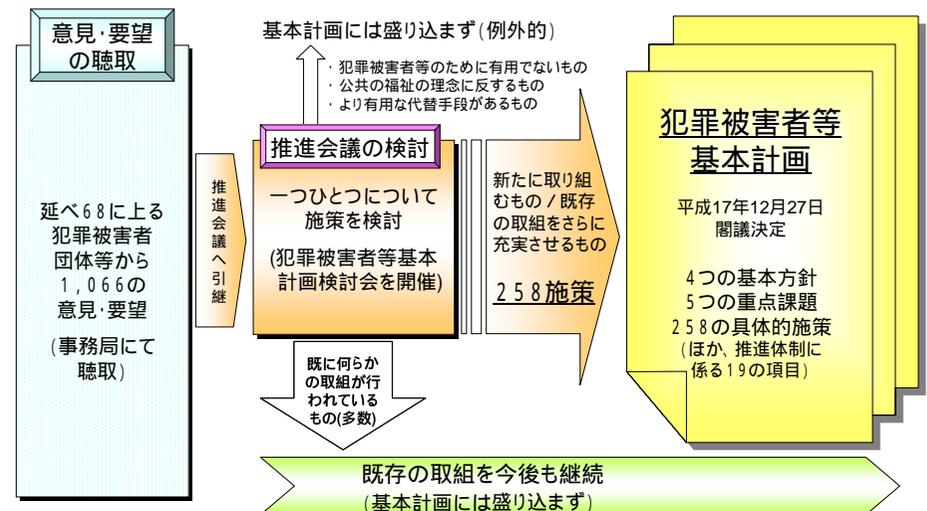
平成17年2月以降、犯罪被害者団体等（延べ68団体）から1,066の意見・要望が寄せられ、それら一つひとつについて、どのような施策が可能なのかを検討した。

検討の基本的な方針としては、犯罪被害者等のために有用でないもの、公共の福祉の理念に反するもの、あるいはより有用な代替手段があるもの、のいずれかに該当するものでない限り、当該施策を基本計画に盛り込むこととした。

また、個々の施策の中には、種々の問題点や危惧が指摘され、慎重に検討していく必要のあるものも少なくないが、柔軟な発想で、現行制度にとらわれることなく問題点や危惧に対処し、要望を可能な限り満たすとともに、幅広い支持が得られ、真の実効性を持って安定した形で運用されるよう、バランスの取れた施策体系の構築を目指すこととした。

4月末から11月下旬にかけて、犯罪被害者等基本計画検討会を11回開催し、延べ約40時間にわたる議論の結果、今後新たにに取り組むもの、あるいは既存の取組をさらに充実させるものとして、4つの基本方針、5つの重点課題の下、258の施策（うち、再掲分40）が盛り込まれた。（そのほか、推進体制に関するものが19項目ある。）

基本計画の作成方針及び手順について



6. 犯罪被害者等基本計画の概要について

犯罪被害者等からの意見募集等について

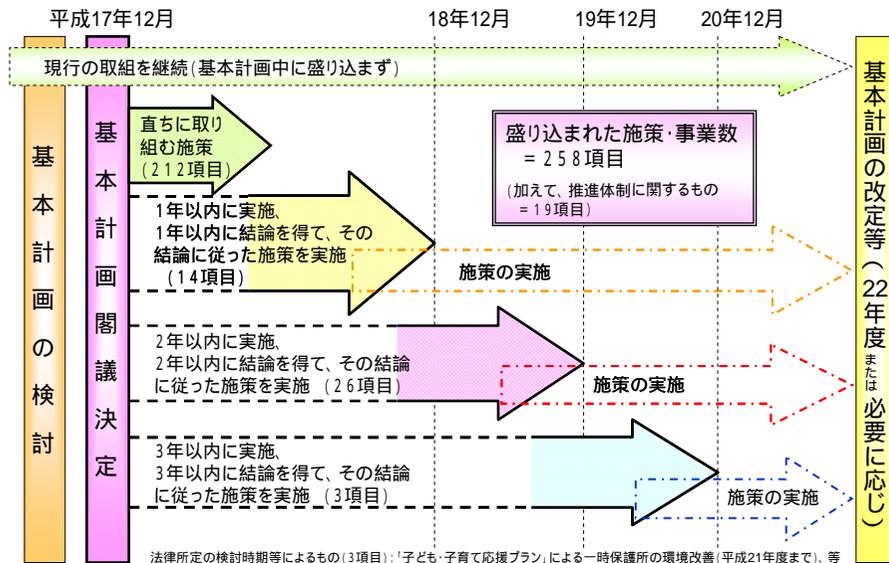
- ・ 平成17年2月 犯罪被害者団体等からヒアリング（2回開催、延べ20団体出席）
- ・ 平成17年5月 性暴力等被害者からの要望把握のためのヒアリング（当該要望に詳しい有識者等12名から個別にヒアリング）
- ・ 平成17年6月 犯罪被害者団体等（3団体）から追加的にヒアリング
上記の計4回のヒアリングにより、合計615の意見・要望に集約。
- ・ 骨子決定後、8月中旬から9月上旬にかけ、国民からの意見募集を実施し、309の人・団体から意見・要望が寄せられ、また、全国9か所で39の犯罪被害者団体等から直接、骨子に対する意見・要望をヒアリング。
これらによって寄せられた意見・要望について、重複するものや単に賛意を示すものなどを除き、改めて検討が必要と思われる451の意見・要望に集約。

基本計画に盛り込まれた個々の施策については、実施可能なものは速やかに実施することとする一方、検討を要するものについては、検討の方向性を明示し、原則1年以内に、大きな制度改正又は財源の確保を必要とするものは2年以内（例外的に3年以内とするものもある。）に結論を出し、その結論に従った施策を実施することを方針とし、明確な期限の設定と方向性の明示により、できる限り迅速な施策の実施を目指した。

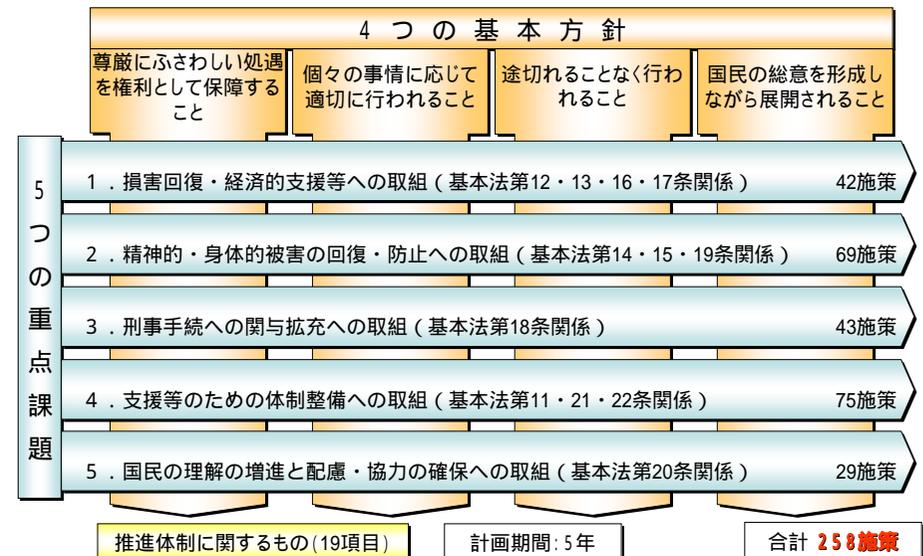
犯罪被害者等基本計画では、犯罪被害者等が直面している困難な状況を打開し、権利利益の保護を図るという目的を達成するために、個々の施策の策定・実施や連携に際し、実施者が目指すべき方向・視点を示すものとして、「基本方針」を設定した。基本法は、国及び地方公共団体が犯罪被害者等のための施策を策定・実施していく上で基本となる3つの「基本理念」を掲げているとともに、国民の配慮と協力を責務と定めている。施策の実施者において目指すべき方向・視点は、これらの理念・責務に立脚すべきであり、こうした考え方から、基本方針は下図の4つとした。

また、基本計画は、犯罪被害者等及びその支援に携わる者の具体的な要望を基に策定されたが、広範囲・多岐にわたるそれらの要望を総覧し整理する中で、大局的な課題として浮かび上がってくるものとして指摘できる下図の5つの課題を「重点課題」として設定した。これらの課題は、関係府省庁がそれぞれに対応していくのみならず、各府省庁が、有機的な施策体系の一部を担っているという意識の下で横断的に取り組んでいく必要のあるものである。各府省庁は、個々の施策の実施に当たっては、各課題に対する当該施策の位置付けを明確に認識し、各課題ごとに府省庁横断的かつ総合的な施策の推進・展開が図られるよう努める必要があり、それによって、一層効果的な取組が可能となるものである。

今後検討を行っていく事項について



基本方針・重点課題の概略について



<重点課題 : 損害回復・経済的支援等への取組>

犯罪被害者等は、犯罪等により、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われる。そうした損害に加え、高額な医療費の負担や収入の途絶などにより、経済的に困窮することが少なくない。また、新たな住居の確保や雇用の維持に困難を来すことも少なくない。

犯罪被害者等が直面する経済的困難は、それ自体重大であるだけでなく、精神的・身体的被害の回復に悪影響を与えたり、刑事手続等への十分な関与の障害ともなるなど、他の重点課題とも密接に関係する面がある。犯罪被害者等が犯罪等により受けた損害を回復し、経済的負担を軽減することができるよう支援を行うことが必要であり、基本法は、

- ・ 第12条において「損害賠償の請求についての援助等」
- ・ 第13条において「給付金の支給に係る制度の充実等」
- ・ 第16条において「居住の安定」
- ・ 第17条において「雇用の安定」

に係る必要な施策を講ずることを求めている。

<重点課題 に係る具体的施策>

損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度を新たに導入する方向での検討及び施策の実施

附帯私訴、損害賠償命令、没収・追徴を利用した損害回復等、損害賠償の請求に刑事手続の成果を利用できる我が国にふさわしい制度を新たに導入する方向で、2年以内に検討し、施策を実施。【法務省】

犯罪被害給付制度における重傷病給付金の支給範囲等の拡大

犯罪被害給付制度における支給範囲等について、拡大の必要があることを前提に、1年以内に調査し、施策を実施。【警察庁】

経済的支援を手厚くするための制度のあるべき姿及び財源に関する検討並びに施策の実施

犯罪被害者等に対する経済的支援制度について、現状より手厚くする必要があることを前提に、社会保障・福祉制度全体の中でのあるべき姿や財源を、推進会議の下に有識者、内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省からなる検討のための会を設置して、2年以内に検討し、施策を実施。【検討のための会】

公営住宅への優先入居等

自宅に住めないなどの事情のある犯罪被害者等に対する公営住宅への優先入居等に資する措置の実施。【国土交通省】

事業主等の理解の増進

犯罪被害者等に対する理解に基づき、公共職業安定所におけるきめ細やかな就職支援等を実施。【厚生労働省】

等 4 2 の施策

<重点課題 : 精神的・身体的被害の回復・防止への取組>

多くの犯罪被害者等は、犯罪等により、当該犯罪等が意図した直接的な精神的・身体的・財産的被害を受けるのみならず、犯罪等という攻撃の対象にされたということ自体から精神的被害を受ける。また、再被害あるいは再被害を受けることに対する恐怖・不安からも精神的・身体的被害を受け、さらには、犯罪被害者等が必要にかかわらざるを得ない手続の過程で、また治療や回復の過程でかわらざるを得ない関係機関において、配慮に欠けた対応をされることで二次的被害を受ける。

犯罪被害者等が犯罪等により直接的に心身に受けた被害から回復できるように支援するのみならず、その負担を軽減し、二次的被害を受けることを防止するとともに、再被害を防止し、安全を確保することが必要である。基本法は、

- ・ 第14条において「保健医療サービス及び福祉サービスの提供」
- ・ 第15条において「安全の確保」
- ・ 第19条において「保護、捜査、公判等の過程における配慮等」

に係る必要な施策を講ずることを求めている。

<重点課題 に係る具体的施策>

重度のPTSD（外傷後ストレス障害）等重度ストレス反応の治療等のための高度な専門家の養成及び体制整備に資する施策の検討及び実施

犯罪被害者等のPTSD等について、診断・治療を行う専門家が不足していることを前提に、高度な専門家の養成等に資する施策を3年以内に検討し、実施。【厚生労働省】

犯罪被害者に係る司法関連の医学知識と技術について精通した医療関係者の在り方及びその養成のための施策の検討

犯罪被害者に係る司法関連の医学知識と技術について精通し、捜査・裁判等を見通したケア、検査等を行うことのできる専門家の養成のための施策を3年以内に検討し、実施。【厚生労働省】

加害者に関する情報提供の拡充

更生保護官署と保護司の協働態勢により、加害者の釈放予定等を含む刑事裁判終了後の加害者に関する情報を犯罪被害者等に提供できるよう、更生保護官署に被害者支援専任の担当者を配置することを含め検討し、2年以内に実施。【法務省】

犯罪被害者等に関する情報の保護

公開の法廷において被害者の氏名等を明らかにしないようにする制度、証拠開示の際に被害者の氏名等が関係者に知られないように求めることができる制度の導入に向け2年以内に検討し、実施。【法務省】

犯罪被害者等の保護の観点も含め住民基本台帳の閲覧制度等の抜本的見直し。【総務省】

職員等に対する研修の充実等

関係省庁において、二次的被害を防止し、犯罪被害者等への適切な対応を確実にするため、職員への研修を更に充実。

等 6 9 の施策

< 重点課題 : 刑事手続への関与拡充への取組 >

現状について、犯罪被害者等からは、捜査や刑事裁判等は、加害者及び弁護士と、警察、検察、裁判所のみを主体として行われ、犯罪被害者等に認められた権利は貧弱であり、十分な情報も与えられず疎外され、証拠として扱われているに過ぎないという批判があり、刑事司法について社会の秩序維持という公益を図る目的が強調され過ぎているという指摘や、犯罪被害者等に信頼されない刑事司法は国民全体から信頼されないという指摘もなされている。

犯罪被害者等が、捜査や刑事裁判等に対し、「事件の当事者」として、事件の真相を知りたい、善悪と責任を明らかにしてもらい、自己の、あるいは家族の名誉を回復したい、適正な処罰により自らの正義を回復してほしいなどと願うことは当然である。事件の正当な解決は、犯罪被害者等にとって最大の希望であり、その回復にとって不可欠であるともいえる。また、解決に至る過程についても、遺族がこれに関与することでその責任を果たせたと感じるなど、犯罪被害者等の精神的被害の回復に資する面もある。犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにすることが必要であり、基本法は、

- ・ 第18条において「刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等」
- に係る必要な施策を講ずることを求めている。

< 重点課題 に係る具体的施策 >

犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる制度の検討及び施策の実施

公訴参加制度を含め、犯罪被害者等が刑事裁判手続に直接関与することのできる我が国にふさわしい制度を新たに導入する方向で、2年以内に検討し、施策を実施。【法務省】

冒頭陳述等の内容を記載した書面の交付についての検討と施策の実施

犯罪被害者等に冒頭陳述等の内容を記載した書面を交付することについて、1年以内に検討し、施策を実施。【法務省】

少年保護事件に関する犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた制度の検討及び施策の実施

平成12年の改正少年法施行後5年を経過した際に行う検討において、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた検討を行い、施策を実施。【法務省】

犯罪被害者等の意見を踏まえた仮釈放審理の検討及び施策の実施

仮釈放の審理をより犯罪被害者等の意見を踏まえたものとするについて、犯罪被害者等の意見陳述の機会を設けることを含め検討し、2年以内に施策を実施。【法務省】

等 43の施策

< 重点課題 : 支援等のための体制整備への取組 >

犯罪被害者等は、自分の身の回りのことすら満足にできない状態に陥る一方で、診療を受けたり、捜査・公判等に協力したり、損害回復のための請求を行うなど、次々に新たな対応を迫られ、再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、様々な困難に立ち向かうことを余儀なくされる。

犯罪被害者等の誰もが、被害直後から、望む場所で、必要なときにいつでも、犯罪被害者等が直面している各般の問題について、情報の入手や相談ができ、専門的知識と技能に裏付けられた支援が受けられる継ぎ目のない支援体制を構築していかなければならない。基本法は、

- ・ 第11条において「相談及び情報の提供等」、
- ・ 第21条において「調査研究の推進等」、
- ・ 第22条において「民間の団体に対する援助」

に係る必要な施策を講ずることを求めている。

< 重点課題 に係る具体的施策 >

どの関係機関・団体等を起点としても、必要な情報提供・支援等を途切れることなく受けることのできる体制作りのための検討及び施策の実施

犯罪被害者等が、どの関係機関・団体等を起点としても、必要な情報の提供、支援等を途切れることなく受けることのできる体制作りについて、推進会議の下に有識者、内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省からなる検討のための会を設置し、2年以内に検討し、施策を実施。【検討のための会】

犯罪被害者団体等専用ポータルサイトの開設

犯罪被害者等の出会いや、各団体の活動紹介のため、犯罪被害者団体等専用ポータルサイトを開設。【内閣府】

更生保護官署と保護司との協働による刑事裁判終了後の支援についての検討及び施策の実施

更生保護官署が、保護司との協働態勢の下、犯罪被害者等に対し、刑事裁判終了後の支援を行うことについて、犯罪被害者等の支援に適する保護司の配置も含め、2年以内に検討し、施策を実施。【法務省】

犯罪被害者等の状況把握等のための継続的調査の実施

犯罪被害類型別、被害者との関係別に、犯罪被害者等の置かれた状況やその経過を把握するため、一定の周期で継続的調査を実施。【内閣府】

民間の団体に対する財政的援助の在り方の検討及び施策の実施

民間の団体に対する財政的援助について、現状より手厚くする必要があることを前提に、財源も含めた総合的な在り方を、推進会議の下に有識者、内閣府、警察庁、総務省、法務省、厚生労働省からなる検討のための会を設置し、2年以内に調査し、施策を実施。【検討のための会】

等 75の施策

< 重点課題 : 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組 >

犯罪被害者等は、受ける被害の実相を理解されず、配慮のない対応をされ、疎外され、孤立することが少なくなく、二次的被害を与えられることもある。また、例外的な存在と誤解され、軽視・無視されることもある。

犯罪被害者等を理解することは、犯罪被害者等への配慮を可能にし、二次的被害を防止するのみならず、犯罪被害者等が我々の大切な隣人であることを改めて想起させ、隣人と共に生きる健全な社会をつくることを可能にする。また、犯罪被害者等への支援に協力することは、自己や周囲の者が犯罪被害者等となった場合に対処できる知識・能力を身に付けることにもなるとともに、犯罪等に対し、地域社会が一丸となって対決し、安全で安心な社会をつくることを可能にする。

犯罪被害者等は、地域社会において、配慮され、尊重され、支えられてこそ、平穏な生活を回復できるのであり、施策の実施と国民の理解・協力はまさに「車の両輪」である。国民の理解と配慮・協力を促す施策を講じていくことが必要であり、基本法は、

- ・ 第20条において「国民の理解の増進」に係る必要な施策を講ずることを求めている。

< 重点課題 に係る具体的施策 >

学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進

学校教育の中で、生命のかけがえのなさ等を積極的に取り上げる教育を推進するため、事業の実施、教材開発等。【文部科学省】

「犯罪被害者週間」にあわせた集中的な啓発事業の実施

「犯罪被害者週間（11月25日から12月1日まで）」を設定し、当該週間にあわせて、啓発事業を集中的に実施。【内閣府】

犯罪被害者等の置かれた状況等について国民理解の増進を図るための啓発事業の実施

国民が犯罪等による被害について考える機会として、様々なテーマを議論する啓発事業を開催。【内閣府】

犯罪被害者等に関する個人情報の保護

警察による発表については、犯罪被害者等のプライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮。【警察庁】

等 29の施策

< 推進体制 >

基本法第8条においては、基本計画には、同条第2項第1号が掲げる政府が総合的かつ長期的に講ずべき施策の大綱等のほか、同項第2号に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めることとされている。また、犯罪被害者等のための施策は、相互に密接に関連しており、その効果的・効率的な実施を図るためには、犯罪被害者等の意見に随時耳を傾けつつ、犯罪被害者等のための施策全体の中における位置付けを認識し、府省庁間の連携を十分にとり、施策相互の実施状況を照らし合わせながら企画立案を行ったり、複数の施策を調和的に実行していくことが必要である。基本法では、下記について定めており、関連する事項が基本計画に盛り込まれた。

- ・ 国として施策の推進に必要な事項として、 国の行政機関相互の連携・協力、 地方公共団体との連携・協力、 その他様々な関係機関・関係者との連携・協力（第7条関係）
- ・ 国として施策の策定及び実施において踏まえるべき事項として、 犯罪被害者等の意見の施策への適切な反映、 施策策定過程の透明性の確保（第23条関係）
- ・ 犯罪被害者等施策推進会議の所掌事務に関連して、 施策の実施状況の検証・評価・監視、 フォローアップの実施、 基本計画の必要な見直し（推進会議に関する規定）

施策の実施状況の検証・評価・監視の仕組み（概念図）

